

特定住宅リフォーム支援事業の申請受付について

建設部建築住宅課（南棟）で受付しています。

受付は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。なお、受付は先着順です。

断熱性能向上リフォーム工事について

【断熱性能向上リフォーム工事の補助対象は？】（補助率4分の1、**限度額30万円**）

補助対象となるリフォーム工事は、自ら居住する既存の住宅で行うリフォームで、次のいずれかに該当する工事です。なお、**工事施工者は市内に本社又は営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主**が施工する場合に限ります。

①**すべての居室の窓のシングルサッシを二重サッシにするか、単層ガラスをペアガラスに改修する工事。**

なお、二重サッシとペアガラスのサッシを使い分けることもできます。（縁側、倉庫、物置、車庫などのほか普段使用しない部屋は除くことができますが、改修する場合は補助対象となります）

②**すべての居室の外気に面する壁に断熱材を新たに設置するか、すべての居室の床（1階の床、ただし2階の床など外気に面しない床を除く）に断熱材を新たに設置する工事。**（縁側、倉庫、物置、車庫などのほか普段使用しない部屋は除くことができますが、改修する場合は補助対象となります）

③**すべての屋根又は小屋裏に断熱材を新たに設置する工事。**

※既存で断熱材の無い住宅に限る。

耐震補強工事と耐震改修促進リフォーム工事について

【耐震補強及び促進リフォーム工事の補助対象は？】（補助率最高5分の4、**限度額130万円**）

補助対象となるリフォーム工事は自ら居住する既存の住宅で行うリフォームで、次の様な場合に限ります。

昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て木造住宅で、事前に**市が実施する耐震診断を受け**、その結果、耐震改修を行う必要があると判断され、建築士の設計による耐震補強工事を新たに実施する場合に限ります。

また、「耐震改修促進リフォーム工事」の補助対象は、**筋交いや耐震壁等を設置した部分以外の同一室内の美観を維持する上で必要な、床、壁、天井及び外壁などの仕上げ工事**です。それ以外の、**設備工事や通常の維持修繕工事は補助の対象にはなりません。**

※重要

①交付申請書の内容審査と同時に、**リフォーム計画を現地確認**させていただきます。現地調査の日程をご連絡いたしますので、お手数をおかけいたしますが、**ご自宅での立ち合い時に、リフォーム計画のご説明**をお願いいたします。その後、不備がなければ交付決定が通知されます。

②申請をしていただき、交付決定通知がお手元に届いてから、契約・着工できます。**交付決定前に、既に工事が完了していたり、着工しているものは交付決定にならず、申請書類1式を取り下げしていただくこととなります**のでご注意願います。



交付決定通知を受け取る前に契約や工事着工はできません。